

令和 6 年度 東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金についてのQ&A（令和 7 年 1 月 8 日）

| 分類       | No.           | 項目                                 | 回答                                                                                                                                           |
|----------|---------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 対象事業者 | 以下の施設は対象になるか？ |                                    |                                                                                                                                              |
|          | 1             | 独立行政法人、公立、共済組合                     | 対象になります。                                                                                                                                     |
|          | 2             | 都の直営施設、指定管理者運営施設                   | 対象になりません。                                                                                                                                    |
|          | 3             | 介護医療院                              | 対象になりません。                                                                                                                                    |
|          | 4             | 介護療養型医療施設                          | 対象になります。                                                                                                                                     |
|          | 5             | 歯科技工所                              | 対象になります。                                                                                                                                     |
|          | 6             | 特別養護老人ホームの医務室                      | 対象になりません。                                                                                                                                    |
|          | 7             | 企業・施設等の医務室                         | 対象になりません。                                                                                                                                    |
|          | 8             | 訪問診療専門の診療所                         | 対象になります。                                                                                                                                     |
|          | 9             | 出張専門の助産所・施術所（個人）                   | 対象になります。                                                                                                                                     |
|          | 10            | 事業所は都内だが、開設者所在地が都外                 | 対象になります。                                                                                                                                     |
|          | 11            | 保険指定を受けていない事業者・自由診療のみの事業者（※助産所は除く） | 対象になりません。                                                                                                                                    |
|          | 12            | 臨時開設の施設                            | 対象になりません。                                                                                                                                    |
|          | 13            | 分娩の取り扱いがない助産所（無床助産所）               | 対象になります。                                                                                                                                     |
| 2. 対象期間  | 1             | 交付対象期間途中の開設・閉院・休止                  | 交付申請書の誓約事項にもあるとおり、交付対象期間である令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までにおいて、継続して事業を実施していたことを要件とするため、対象となりません。<br>例えば、無床診療所を 10 月 5 日に開設した場合は対象にはなりません。 |
|          | 2             | 交付対象期間中の病床の増減                      | 交付対象期間内に許可病床数が増減した場合は、期間を通じて稼働している許可病床数にて申請ください。                                                                                             |
|          | 3             | 上半期は対象期間にならないのか                    | なりません。                                                                                                                                       |
| 3. 食材費   | 以下の項目は対象になるか？ |                                    |                                                                                                                                              |
|          | 1             | 一般病床・療養病床に入院するショートステイ利用者           | 対象になります。                                                                                                                                     |
|          | 2             | 院内で出生した正常な新生児                      | 対象になりません。                                                                                                                                    |
|          | 3             | 生母の入院に伴って入院した健康な新生児又は乳児            | 対象になりません。                                                                                                                                    |
|          | 4             | 日帰り入院                              | 入院基本料を算定している場合は対象になりますが、短期滞在手術等基本料 1 を算定している場合は対象になりません。                                                                                     |
|          | 5             | 食事の形態に関すること                        | 食事の形態に関わらず、延べ入院患者数を申請ください。                                                                                                                   |
|          | 6             | 病床はあるが食事の提供は行っていない                 | 対象になりません。                                                                                                                                    |
|          | 7             | 職員の食材費                             | 対象になりません。                                                                                                                                    |

令和6年度 東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金についてのQ&A（令和7年1月8日）

| 分類      | No. | 項目                                               | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|-----|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4. 光熱費  | 1   | 休棟中の病床                                           | 対象になりません。なお、休棟中の病床とは、対象期間における、病床機能報告上の休棟中とします。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 5. 算定方法 | 1   | 病院・有床診療所・有床助産所の算定はどのようにするのか。                     | 算定方法は以下のとおりです。<br>【食材費】<br>51円×(交付対象期間の延べ入院患者数)<br>【光熱費】<br>150,000円+(26,000円×許可病床数)<br>※有床助産所の場合は許可病床数を入所定員数に読み替えてください。<br><br>例) 交付対象期間の延べ入院患者数が1,000人で50床の病院の場合<br>【食材費】 51×1,000=51,000<br>【光熱費】 150,000+(26,000×50)=1,450,000<br>(合計) 51,000+1,450,000=1,501,000                        |
|         | 2   | 無床診療所・歯科診療所・無床助産所の算定はどのようにするのか。                  | 令和6年10月1日から令和7年3月31日までを交付対象期間として、期間全体で1施設当たり150,000円です。                                                                                                                                                                                                                                      |
|         | 3   | 施術所・歯科技工所の算定はどのようにするのか。                          | 令和6年10月1日から令和7年3月31日までを交付対象期間として、期間全体で1施設当たり75,000円です。                                                                                                                                                                                                                                       |
|         | 4   | 基準単価とは1か月あたりの単価か。                                | 交付対象期間（令和6年10月1日から令和7年3月31日まで）の6か月分の単価です。分割せず1回で支給いたします。                                                                                                                                                                                                                                     |
|         | 5   | 食材費の支給が受けられる対象は。                                 | 食材費は、病院、有床診療所、有床助産所のみ。なお、従業員の食材費は対象になりません。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 6. 申請   | 1   | 同一法人で複数の事業所があるが、どのように申請したらよいか。                   | お手数ですが事業所ごとに申請ください。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|         | 2   | 同一施設に複数の対象になる事業所があるが、どのように申請したらいいか。              | 同一施設で複数の対象となる事業を実施している場合は、いずれか一つの事業として申請してください。ただし、運営が独立しており、経営にかかる物品や会計等を完全に分け、都がその根拠を求めた際に提示できる場合は、それぞれでお申し込みいただいて差し支えありません。                                                                                                                                                               |
|         | 3   | jGrants でないと申請できないのか                             | 郵送での申請も可能ですが、この機会に jGrants に御登録いただき本申請金の申請に御活用ください（今後、他の補助金の申請に御活用いただけます）。                                                                                                                                                                                                                   |
|         | 4   | 印鑑証明書はいつ提出するのか。                                  | jGrants で申請いただく場合は提出不要です。郵送で申請する場合に、申請期限までに申請書とともに提出してください。                                                                                                                                                                                                                                  |
|         | 5   | 区市町村においても物価高騰対策事業があるが、本事業の支援金とどちらも支給を受けることができるか。 | 区市町村の事業と本事業について、対象経費に重複がある場合は、どちらか片方に申請して頂くことになります。<br>なお、都として、都と区市町村の補助金等が併給可能なケースは、以下を想定しております。<br>①区市町村補助事業等が、対象経費を定めていない場合<br>②区市町村補助事業等の対象経費に、光熱費、食材費を含んでいない場合<br>③区市町村補助事業等の対象経費に光熱費、食材費が含まれているが、<br>区市町村への申請の際に、光熱費、食材費に係る都支援金分を除いて<br>申請を行う場合<br>※ただし、申請に際しては該当事業を実施する区市町村にも御確認ください。 |

令和6年度 東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金についてのQ&A（令和7年1月8日）

| 分類         | No. | 項目                                                                                         | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 6   | 区市町村の補助金等の対象期間が令和6年4月1日以降の場合、支援金として重複するか。                                                  | 本事業の対象期間は「令和6年10月1日から令和7年3月31日まで」としており、区市町村の補助金等が令和6年9月30日以前までを対象期間としている場合は、都としては重複とみなしません。令和6年10月1日以降を対象期間としている場合は、重複とみなします。                                                                                                                                                                   |
|            | 7   | 区市町村の補助金等の対象期間が令和7年4月1日以降の場合、支援金として重複するか。                                                  | 本事業の対象期間は「令和6年10月1日から令和7年3月31日まで」としており、対象期間が異なるので、都としては重複とみなしません。                                                                                                                                                                                                                               |
|            | 8   | 支援金は都の予算の範囲内において交付するとあるが、予算を上回る申請があった場合でも、申請したすべての医療機関に支援金は支給されるのか。                        | 申請内容が適正と認められれば、申請したすべての医療機関に支援金を支給します。ただし、適正と認められた申請額の合計が都の予算額を上回った場合は、予算の範囲内で支給額を調整することがあります。                                                                                                                                                                                                  |
|            | 9   | 過去にこの支援金の支給を受けているが今回も申請できるか。                                                               | 可能です。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|            | 10  | 病院の名称や法人に変更があるが、手続きはどのようにしたらよいのか。                                                          | 変更があることがわかった時点で速やかに事務局まで電話または問合せフォームにより御連絡ください。                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            | 11  | 療養費の受領委任又は償還払による保険診療を実施していることの証明は必要か。                                                      | 証明書類等の提出は不要です。誓約事項にてチェックいただくことをもって、対象の事業者であることを確認いたします。ただし、後に対象の事業者ではないことが判明した場合は、交付要綱第15条及び第16条に基づいて、交付決定を取り消すとともに、支援金を返還いただきます。                                                                                                                                                               |
|            | 12  | 対象期間が、「令和6年10月1日から令和7年3月31日まで」となっているが、例えば無床診療所で10月5日開設でも1万円支給されるのか。                        | お示しの例では、支給対象となりません。交付申請時に、対象期間全体を通じて事業継続することを誓約いただきます。                                                                                                                                                                                                                                          |
|            | 13  | 【病院・有床診療所・有床助産所のみ】<br>対象期間である令和6年10月1日から令和7年3月31日までの延べ入院患者数を申請することとなるが、これは見込みで算出することになるのか。 | お見込みのとおり、見込みで算出していただきます。<br>また、4月に許可病床数とともに実績の数を報告をしていただきます。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 7. jGrants | 14  | 【病院・有床診療所・有床助産所のみ】<br>最終的な実績が見込みを上回った場合、実績に応じて支給してもらえるのか。                                  | 実績が見込みを上回った場合でも、見込みに応じて決定した交付決定額が、支給の上限額となります。<br>例)交付申請時 延べ入院患者数「見込」1,000人<br>⇒食材費51,000円（上限額）<br>実績報告時 延べ入院患者数「実績」1,200人<br>⇒食材費51,000円が上限額となり、差額の10,200円分は支給できません。                                                                                                                           |
|            | 15  | GbizIDの取得に時間がかかっており、交付申請書提出期限（2月10日）に間に合わない場合はどうしたらよいのか。                                   | 2月10日に間に合わないことが明らかである場合は、交付申請書に押印の上、印鑑証明書（個人事業主の場合は印鑑登録証明書）を同封し、郵送してください。（2月10日当日消印有効）                                                                                                                                                                                                          |
|            | 1   | GbizIDについて                                                                                 | <a href="https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html">https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html</a>                                                                                                                                                                                                     |
|            | 2   | GbizIDの取得方法                                                                                | <a href="https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_sendbypost.html">https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_sendbypost.html</a>                                                                                                                                                                       |
|            | 3   | どの種類のアカウントで申請できるのか。                                                                        | 『gBizIDプライム』と『gBizIDメンバーアカウント』です。                                                                                                                                                                                                                                                               |
|            | 4   | 1つの法人に複数の病院・有床診療所がある場合、どのように申請すればよいのか。                                                     | 法人で『gBizIDプライム』を取得後、各病院・有床診療所ごとに『gBizIDメンバーアカウント』を発行し、申請してください。                                                                                                                                                                                                                                 |
|            | 5   | jGrants よくあるご質問                                                                            | <a href="https://www.jgrants-portal.go.jp/faq">https://www.jgrants-portal.go.jp/faq</a>                                                                                                                                                                                                         |
|            | 6   | jGrants 事業者用クイックマニュアル                                                                      | <a href="https://fs2.jgrants-portal.go.jp/%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%80%85%E7%94%A8.pdf">https://fs2.jgrants-portal.go.jp/%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%80%85%E7%94%A8.pdf</a> |

令和6年度 東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金についてのQ&A（令和7年1月8日）

| 分類     | No. | 項目               | 回答                  |
|--------|-----|------------------|---------------------|
| 8. その他 | 1   | 支援金の使途制限はあるか。    | 申請した事業所の運営に充ててください。 |
|        | 2   | この支援金は課税対象か。     | 税務署に御確認ください。        |
|        | 3   | 消費税仕入控除税額報告は必要か。 | 不要です。               |